

平成 27 年 7 月 14 日

各 位

会社名 株式会社アイケイ  
 代表者名 代表取締役社長 飯田 裕  
 (JASDAQ・コード 2722)  
 問合せ先 常務取締役管理統括 高橋伸宜  
 (TEL 052-856-3128)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 20 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を会法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行等である者を除く）及び監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。（定款変更案第 27 条及び第 35 条）
- (2) 英文表示の変更、株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集者並びに議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

(下線部が変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社アイケイと称し、英文では、I・K Co., Ltd. と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社アイケイと称し、英文では、I・K Co., Ltd. と表示する。
第 2 条～第 13 条 (条文省略)	第 2 条～第 13 条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 15 条～第 21 条 (条文省略)	第 15～第 21 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第 23 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条～第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></u></p>
<p>第 27 条～第 33 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条～第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></u></p>
<p>第 34 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 42 条 (現行どおり)</p>

### 3. 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 平成 27 年 8 月 20 日 (木)

以 上